

交通安全コーナー

の〜んびりいこうや北海道

ルールとマナーを守って安全運転!!

〈自転車利用者のみなさんへ〉

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物です、正しく利用しなければ危険であったり時には大変な交通事故を起こしてしまうかもしれません、ルールとマナーをしっかり守って上手に利用しましょう。夜間走行するときはライトを必ずつけましょう。



●●● 自転車安全利用5則 ●●●

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

毎月第1・第3金曜日は「自転車安全日」

自転車は車両の仲間です、交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

土砂災害防止法により

土砂災害警戒区域等に指定



北海道では、土砂災害防止法に基づき土砂災害が発生する恐れのある危険箇所を、全道各地で調査しています。

町内には31箇所の危険区域があり、この度、富野地区、栄原地区、栗岡地区、双葉地区、共立地区で5箇所の調査が完了し、令和2年3月13日付けで土砂災害警戒区域の指定を受けました。

指定区域の詳しい位置は、総務課防災交通係に図面を備えているほか、町ホームページ、北海道土砂災害警戒情報システムにて確認することができます。また、指定地区（富野・栄原・栗岡・双葉・共立地区）に住んでいる方には土砂災害ハザードマップを本誌に折込していますので、大切に保管してください。

近年、土砂災害は全国各地で発生しています。突発的に大きな破壊力を持って発生するため、人命に関わる災害です。大雨が続くとき、地震が発生したときは早めの避難を心がけましょう。

※指定に係る詳細については、渡島総合振興局函館建設管理部（☎0138-47-9643）にお問い合わせください。

（有料広告）

社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください！

